



## 1 教職員による交通事故の状況

### (1) 懲戒処分件数の推移

項目	H26	H27	H28	H29	H30
交通事故等懲戒処分件数	10件	11件	11件	4件	12件
うち飲酒運転	3件	2件	3件	0件	3件
うち死亡事故	0件	1件	0件	2件	2件

### (2) 最近の事故事例

#### ア 酒気帯び運転

<p>当該教諭は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、自動車を運転し、交差点で停車中の男性運転の自動車に自車を追突させた。その結果、同男性に頸椎捻挫等の傷害を負わせた。</p>	
処分内容	懲戒処分（免職）・退職手当全額不支給
<p>&lt;ポイント&gt;</p> <p>①職場内で「飲んだら乗るな」を徹底する。</p> <p>②県の懲戒処分の取扱いでは、酒酔い運転・酒気帯び運転、無免許運転、速度違反の交通事故違反行為については、免職などの重い処分が規定されている。</p> <p>③特に、飲酒の場合、血中アルコールの代謝時間には個人差があるので、飲酒翌日の運転にも十分留意する必要がある。</p> <p>④酒気帯び運転は、事故を起こさなくても、刑事処分、行政処分の対象である。</p> <p>⑤酒酔い運転等については、道路交通法違反の疑いで逮捕・起訴され、懲役刑が確定すれば公務員の欠格条項に該当し失職することになる。</p>	

#### イ 歩行者や自転車との衝突事故

<p>当該教諭は、自動車を運転して出勤途中、交差点を右折したところ、同交差点内を徒歩で横断していた相手方男性に自車を衝突させた。その結果、同男性の左足に骨折の傷害を負わせた。</p>	
処分内容	懲戒処分（戒告）
<p>&lt;ポイント&gt;</p> <p>①歩行者や自転車との接触事故は、教職員の加害交通事故で、追突事故とともに多い。</p> <p>②右左折時の左右確認が不十分である。特に右折時の事故が増加している。</p> <p>③特に、フロントガラスとサイドガラスの境の柱部の陰に入り、歩行者や自転車など相手方に気付かないで、衝突する事故の報告が増えている。</p> <p>④自転車の場合、速度が想定以上に早い。時速20kmで走る自転車は、2秒間に約1.1m進む。何かに気を取られていると、すぐ目の前に来ていることがある。</p>	

## 2 交通事故による影響

交通事故を起こすと、被害者やその家族だけでなく、事故者本人とその家族の人生をも大きく狂わせてしまいます。飲酒による死亡事故を起こした場合に想定できる影響を考えてみました。

### 1 後悔の念と償いの日々

被害者にも一度しかない大切な人生があり、家族があったはずなのに、私のせいでその人生を奪ってしまった。何であの時、酒を飲んでいたので車を運転してしまったのだろう。悔やんでも悔やみきれない。被害者やその家族の方には、一生を通じて償っていかなくてはならない。

### 2 収入の道が途絶えて

懲戒免職処分になり、収入がなくなり、退職金も一切支給されない。  
住宅ローンも残っているし、大学に入学したばかりの子供の学費に充てる資金を、今後どうやって工面すればよいのだろうか。

### 3 実名報道による影響

新聞やテレビで私の名が報道されたことによって、眠れない日が続き、体調を崩し、家に引きこもりがちになった。

### 4 厳しい処罰

懲戒免職になるだけでなく、懲役、禁固、罰金といった刑事処分や免許取消などの行政処分を受けることになる。また、逮捕以来、身体が拘束され、家に帰れないこともあり、不安の毎日が続くことになる。

### 5 家族にも厳しい現実

逮捕後、拘留されていた私に代わって、私の配偶者や実家の両親が、被害者の家族に直接してもらうなど、大変辛い役割を負わしてしまった。

また、家族にも世間からの厳しい目が向けられ、配偶者は体調を崩し、息子は学校に通えなくなった。

### 3 交通事故を起こさないための心得 ～ 安全運転 私の誓い ～

「誓い」の10項目は、県立学校教職員の事故調査時の聴き取り結果を参考に作成したものです。

#### ～安全運転 私の誓い～

- ① 運転時も、教育公務員であることを強く意識します。
- ② 歩行者・自転車を優先します。
- ③ 疲れているとき、心配ごとがあるとき、慌てているとき、怒っているときは運転しません。
- ④ 自分の運転技術を過信しません。
- ⑤ 運転に集中します。
  - ・「ながら運転」はしません。
  - ・運転に集中できる環境づくりを心がけます。
- ⑥ 安全確認は左右ともプラス1回行います。
- ⑦ 右左折・車線変更時には、バイク、自転車、歩行者の存在を「予測」します。
  - \* 見るだけの確認ではなく「危険を予測する運転」をする。
  - 「察知」→「的確な判断」（「ひょっとして～かもしれない」）
- ⑧ 迷ったら、減速、停止して安全確認します。
- ⑨ 前夜のアルコールが残っている可能性がある時は、運転しません。
- ⑩ 事故を起こしてしまったら、責任ある対応をします。
  - ◇車両の運転を停止
  - ◇負傷者の救護（119番通報、受傷時の状況を救急隊員に説明）
    - \* 必要に応じた応急救護処置（1次救命処置、応急手当）
  - ◇道路における危険の防止等必要な措置（安全の確保）
  - ◇警察官へ報告（事故が発生した日時、場所、死傷者数や程度等）
    - \* 相手が立ち去った場合でも行う。
  - ◇職場や保険会社へ連絡 など

## 4 チェックリスト

- 出勤時は、時間に余裕をもって家を出ているか。
- 自分の運転技術を過信していないか。
- 先を急がず、相手に譲る気持ちを常に持っているか。
- 運転中に、カーナビ、携帯電話、スマートフォンなど運転以外に気を取られることはないか。
- 交差点の一時停止では、確実に停止し、左右の安全確認を目視により十分に行っているか。
- 右折、左折時に、歩行者、自転車、オートバイ等の巻き込み運転事故に気をつけているか。
- 運転免許証が失効・停止しているにもかかわらず、自動車等を運転することはないか。
- 交通事故を起こした時にどのような対応をしたらよいのか理解しているか。
- たとえ一口でも「飲んだら絶対に運転しない」という強い意識を持っているか。
- 飲酒は、運転に不可欠な認知、判断能力を低下させることを理解しているか。
- 飲酒運転の人身事故は、他の人身事故（業務上過失致死傷罪）とは異なり、危険運転致死傷罪が適用される場合があることを理解しているか。
- 酒気帯び運転・飲酒運転は、事故を起こさなくても、刑事処分、行政処分の対象であることを理解しているか。
- 飲酒運転に同乗した者、飲酒運転になると知りながら運転者に酒を勧めた者も行政処分の対象であることを理解しているか。
- 飲酒した翌日でも、飲酒の量や本人の体調によってはアルコールの成分が体内に残り、酒気帯び運転になる場合があることを理解しているか。

## 【参考1】 交通事故等による処罰

飲酒運転で事故を起こした場合、次のような処罰が課されます。

### (1) 懲戒処分

- ◆酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員  
→免職
- ◆酒酔い運転又は酒気帯び運転で他人の財産等に損害を与えた職員  
→免職又は停職
- ◆酒酔い運転又は酒気帯び運転をした職員  
→免職又は停職
  
- ◆酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員  
→免職又は停職
- ◆酒酔い運転又は酒気帯び運転であることを知りながら同乗した職員  
→停職又は減給

### (2) 行政処分

- ◆酒酔い運転  
35点（免許取消し）
- ◆酒気帯び運転（呼気1リットル中のアルコール濃度0.25ミリグラム以上）  
25点（免許取消し）
- ◆酒気帯び運転（呼気1リットル中のアルコール濃度0.15ミリグラム以上）  
13点（免許停止90日）

### (3) 刑事処分

- ◆酒酔い運転  
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（道路交通法117条の2）
- ◆酒気帯び運転  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（道路交通法第117条の2の2）
- ◆危険運転致死傷罪（※）  
最長20年の懲役

※ アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で運転して、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受ける。

## 【参考2】2019年 春の全国交通安全運動の概要

今年度も、次のとおり「春の全国交通安全運動」が実施されます。

### ◇目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### ◇期間

1. 運動期間 2019年5月11日（土）から20日（月）までの10日間
2. 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（月）

### ◇統一行動日

- ・5月11日（土） 街頭広報の日・歩行者保護の日
- ・5月17日（金） 自転車安全利用推進の日・飲酒運転根絶の日
- ・5月20日（月） 交通事故死ゼロを目指す日

### ◇運動重点

#### 1 全国重点

##### (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

県民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、子供及び高齢者等に対する保護意識の醸成を図る。

##### (2) 自転車の安全利用の推進

自転車安全利用五則の周知徹底を図るとともに、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害保険等の加入徹底及び自転車用ヘルメットの着用促進を図る。

##### (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を周知徹底し、交通事故発生時の被害の防止、軽減を図る。

##### (4) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、運転者をはじめ広く県民に対し、飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え、飲酒運転を根絶する。

#### 2 埼玉県重点「子供と高齢者の自転車乗用中の交通事故防止」

特に自転車の交通死亡事故は交差点で多発していることから、交差点の安全な通行を訴えるとともに、自転車条例に基づいて、自転車損害保険等の加入徹底、子供や高齢者に対する自転車用ヘルメット着用の一層の促進を図る。